

国立大学法人島根大学と公立大学法人島根県立大学との包括的連携 に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と公立大学法人島根県立大学（以下「島根県立大学」という。）が包括的な連携のもと、教育、研究、地域貢献、産学連携、国際交流、学生及び教職員の交流において相互に協力し、地域社会と国際社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と島根県立大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育及び研究の推進と発展、向上に関すること。
- (2) 地域貢献の推進に関すること。
- (3) 産学連携の推進に関すること。
- (4) 国際交流の推進に関すること。
- (5) 学生及び教職員の交流に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と島根県立大学のいずれからも改定の申し入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学と島根県立大学は、本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ本協定書を改定することができる。

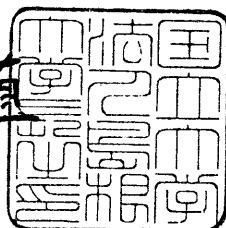
本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年3月30日

国立大学法人島根大学長

公立大学法人島根県立大学理事長

服部泰直



本田雄

